

平成 2 9 年度第 3 回茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会会議録

議題	(議題) 議題 1 第 7 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について (意見聴取) (資料 1 - 1 ~ 1 - 5) 議題 2 平成 2 8 年度地域包括支援センターの決算について (報告) (資料 2) 議題 3 平成 2 8 年度地域包括支援センター運営評価について (報告) (資料 3 - ① ~ 3 - ⑫) 議題 4 平成 2 9 年度茅ヶ崎市指定地域密着型サービス事業者募集の結果及び開設に係る事前協議について (定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (意見聴取) (資料 4) 議題 5 指定地域密着型サービス事業所の開設に係る意見等の聴取について (看護小規模多機能型居宅介護) (意見聴取) 議題 6 指定地域密着型サービス事業所の指定の更新について (報告) 議題 7 その他
日時	平成 2 9 年 1 0 月 4 日 (水) 1 4 時 ~ 1 5 時 3 5 分
場所	本庁舎 4 階 会議室 2
出席者氏名	加納 洋子 木村 辰郎 下里 隆史 篠原 徳守 鈴木 健司 大崎 逸朗 中戸川 正 福岡 祐子 米山 康之 水島 修一 寺田 洋 事務局：福祉部長 高齢福祉介護課長 介護保険担当課長 高齢福祉介護課職員 株式会社サーベイリサーチセンター
欠席者氏名	大木 教久 柏崎 周一 坂井 修一
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	1 人

(会議の概要)

議題1 第7期高齢福祉計画・介護保険事業計画について（意見聴取）（資料1－1～1－5）

説明【高齢福祉介護課：臼井主幹 吉武課長補佐 松尾課長補佐 三澤担当主査】

事務局 それでは、資料1－1，1－2を使用し第7期高齢福祉計画・介護保険事業計画について説明する。

資料1－2の2、3ページの第7期計画は、第6期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画と同様に団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる平成37年を見据え、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援などのサービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築について取り組んできた。

7期計画においても、引き続き平成37年を見据えた取り組みを進める必要があることから、第6期計画を踏襲し、中長期的な見直しのもと、地域包括システムの進化、推進に取り組んでいく。第7期計画は平成30年度～平成32年度の3か年の計画期間としている。

前回の推進委員会では、すでに実施している事業と新規の事業をわかるように示してほしいというご意見をいただき、資料1－1に標記を追加した。資料1－1の一番最後のページは、標記の説明となる。

【再】は再掲の事業となる。【新】は第6期計画には掲載してない事業で第7期計画から新たに位置づけをして掲載した事業になる。

第6期計画から第7期計画に基本方針、施策の方向性の位置づけを変えた事業があるため、第6期計画の事業ではどこに位置づけされていたか、を示すものである。

資料1－1は各基本方針ごとに施策の方向性をまとめている。

後程、説明する第6章の基本方針ごとの施策の時に参考にさせていただきたい。

続いて、資料1－2を説明する。

前回の推進委員会では第1章～第4章までを説明してきた。

第1章では第6期計画の趣旨、計画の位置づけ、基本理念を示している。第2章では基本の統計で昨年度に実施した意向調査結果を活用し、高齢者を取り巻く状況を示している。第3章では、現在の人口等を用いて将来推計を実施するとともに、国の動きを整理している。第4章ではこれまで第6期計画で取り組んできた事業の課題や振り返りをふまえ、第7期計画の骨格を示している。

前回の推進委員会でいただいたご意見をふまえ、資料1－2の2ページにある地域包括ケアシステムの図に文書と図を追加し、わかりやすくした。また、6ページ以降のグラフについて、数字は変えずに表示の仕方を見やすいように修正した。

事務局 それでは資料１－２の５４ページ、第５章介護保険制度の改正に伴う本市の対応について説明する。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布等により、平成３０年度以降の介護保険法の改正内容とそれに伴う本市の対応について記載されたものである。内容は５－１～５－９の９項目を掲載している。

認知症に関する取り組み、新たな介護保険サービスの創設、利用者が負担すべき金額に関する見直し、有料老人ホームへの指導等の権限強化、地域包括支援センターに関する機能強化、保険者機能の評価等による自立支援、重度化防止に向けた取組の推進、について本市の対応を記載している。

第５章の説明は以上である。

事務局 つづいて、資料１－２の５８ページ～１１３ページ、第６章基本方針ごとの施策について、それぞれの担当より説明する。

事務局 基本方針１の高齢者の多様な生きがいの支援を説明する。

この事業は高齢者の方の就労や趣味など社会参加の充実を目指すことを目的としている。

元気に社会活動をしていることを図る指標として、基本方針１は「地域ボランティア活動に参加している」「趣味・スポーツ・リクリエーションに参加している」「就労している」の３つを設定した。

各事業について一部、施策を変更したものがあるが、基本方針１について大きく変更したところはなく、５つの施策の方向性で構成されていて、それぞれの事業については資料１－１に掲載のとおり各事業が続いている。

基本方針１の説明は以上である。

事務局 基本方針２の高齢者の健康づくりと介護予防の充実を説明する。

資料は、資料１－１の２ページ、資料１－２の６５ページ～７１ページであるが、主に資料１－２を見ていただきたい。

基本方針を達成していくための指標は、資料１－２の６５ページに掲載の４つの指標である。

特に介護保険法の改正の中で重症化予防の強化という点がうたわれているため、その観点から住民同士の支えあいとして「歌体操教室の開催会場数」と「介護予防ボランティア養成講座受講者数」の２つの指標を追加している。

基本方針を達成していくための施策の方向性は、（１）健康作り、健康増進（２）介護予防の効果的な取組の支援及び介護予防に対する意識の啓発（３）生活支援サービスの充実・強化の３点から施策の方向性を掲載している。

資料１－１の２ページでは、施策の方向性に基づいて各施策の下に紐付するように事業を掲載している。今回は特に【新】と書いてある事業について説明する。

基本方針２では、５つの事業について計画上に【新】と記載している事業がある。いずれにしても基本的には、平成２９年度に実施している事業である。

施策の方向性（１）健康づくり、健康増進では、健康増進短期集中事業関係の３つについては介護保険法の改正に伴い、本市において総合事業を本年度から開始するにあたり、新規事業として立ち上げた事業である。

基本チェックリストの結果、要支援、要介護の恐れのある方を対象に、主に３か月の短期で体力等のアップを図る事業とそのモチベーションを維持していくための事業である。

（２）介護予防では、同じ総合事業の中で介護予防事業として地域リハビリテーション活動支援事業を位置づけている。理学療法士にリハビリ職の方を活用して、高齢者だけでなく高齢者に関わっている方々等に関しても介護予防等について明言していく。

基本方針２の説明は以上である。

事務局 基本方針３の高齢者が安心して暮らせる街づくりを説明する。

資料は、資料１－１の３ページ、資料２－１の７２ページ～８０ページである。

基本方針３は高齢者の住環境、防犯や安全対策、各種相談対応などを充実している。高齢者が安心して暮らせる街づくりに向けた住環境や防犯、災害時に向けた支援、交通安全、相談業務等のさまざまな視点からの取組を行っている。

基本方針３の施策の方向性は７２ページの４項目である。

事業については、資料１－１の３ページのとおり各施策の方向性ごとに事業が配置されている。第６期から施策の方向性の位置づけを変えた事業はあるが、基本的には大きな変更はない。

基本方針３の指標は、７２ページの中段に記載の「災害時要援護者支援制度の認知度」「災害時や緊急時に身近に手助けしてくれる人の有無」を指標としている。

基本方針３の説明は以上である。

事務局 基本方針４の地域における高齢者の支援体制づくりを説明する。

資料は、資料１－１の４ページ、資料２－１の８１ページ～９１ページである。

高齢者を地域で支えていくことが求められている中、地域に存在する多様な主体の連携や基盤の整備を通じ、地域が高齢者を支える体制の構築を推進する。

基本方針４を達成していくための施策の方向は５項目である。

高齢者の支援体制づくりで、第６期計画との施策の整合性については、資料１－２の５１ページの中段に記載しており、第６期計画の中では（１）地域包括ケアシステムの構築に向けた基盤整備と掲載しているが、第７期計画では、地域包括ケアシステムの推進は基本方針１～６のすべてを含めて推進していく大きな概念となるため外している。

その代わり（５）在宅医療及び医療と介護の連携の推進の施策の方向性を追加で掲載した。介護保険の改正の中で重視されると考えている理由である。

具体的な事業は、資料１－１の４ページを見ていただくとわかりやすい。

（１）地域の相談窓口の周知と機能強化の事業で【新】となっている地域包括支援センターの区域の見直しについては後程、担当職員が説明する。

その他で【新】となっている事業は2つで「若年性認知症家族会」と「かかりつけ医療制度の推進」であるが、いずれについてもこれまで実施していた事業を第7期計画で改めて掲載するという事で【新】とさせていただいた。

基本方針4についての説明は以上であるが、引き続き地域包括支援センターの区域の見直しについて担当職員が別途説明させていただく。

事務局 地域包括支援センターの担当区域の見直しについてご説明申し上げます。

去る5月30日の第1回の計画推進委員会で意見を聴取させていただいた標記の課題について、いただいたご意見を踏まえて比較検討を行った結果、茅ヶ崎南地区に新たに地域包括支援センターを整備することとしたので報告する。また、資料1-2の83ページには地域福祉相談室の運営事業について掲載があるが、現在、地域包括支援センターに併設している地域福祉相談室についても、新たに整備する地域包括支援センター内に設置することとする。なお、このことについては市長、両副市長との協議を行い、ご了承をいただいたものである。

本年4月より茅ヶ崎南地区まちぢから協議会が発足したことにより生じた地域包括支援センターの担当区域の課題については、資料1-4に図示したとおり、四つの解決手法について本委員会でいただいた意見を参考に、行政内部で比較検討を実施してきた。四つの手法について委員の皆さまからいただいた主なご意見と事務局での検討内容は、資料1-3の表に掲載している。

現状を継続するA案については、現時点で既に課題が生じているため長期間に渡って継続することは厳しい。また、現在活動している地域包括支援センター「ゆず」若しくは「あい」に編入するというB案・C案については、いずれに編入しても担当する高齢者数が8,000人を超える規模となってしまうため、これも望ましいとは言えない。

最後に残った新たに地域包括支援センターを整備するD案については、財政負担が大きいという懸念を拭い去ることはできないが、現在、一つのコミュニティーである茅ヶ崎南地区を二つの地域包括支援センターが担当するという、本市で初めての変則的な状況を解消するとともに、現在、既に6,000人を上回る規模である「ゆず」「あい」が担当する高齢者の一部が、新しい地域包括支援センターに移ることで、担当する高齢者人口を平準化することができるという効果も見込むことができる。

また、新たに設置する地域包括支援センターの担当する高齢者人口は、およそ3,500名ほどの規模があり、他の地域包括支援センターと比較しても遜色はない。

このようなご意見を委員の皆さまからいただき、検討した結果、かなり苦しい決断ではあり、ベストとは言い難いものの、この4つの手法の中ではD案が最もベターな選択であると結論づけたものである。

また、もう一つの課題としては、資料1-3の裏面に掲載した。

茅ヶ崎市の地域包括支援センターについては「平成22年3月30日に政策決定

を行った「地域包括支援センター等に関する今後の方針」の取扱いに係る課題が挙げられ、同方針には三つの方針が定められている。

結論から申し上げますと、①地域包括支援センターを12か所に整備すること、②公共施設への移転併設を促進していくこと、③福祉相談室を併設して相談支援機能を拡充することを三つの基本方針として定めた平成22年3月に策定した同方針の変更は行わないこととする。理由については次のとおりである。

一点目としては、12か所に地域包括支援センターを整備するとした考え方は、策定当時、平成32年度までの本市の高齢者人口を推計し適切な規模として定めたものであり、本市としては、市全体としてみれば地域包括支援センターは充足していると認識していること。

また、二点目としては、必ずしもひとつのまちから協議会に対して、ひとつの地域包括支援センターを設けることが絶対ではないと認識していること。

なお、基本方針の変更は行わないものの、今回の茅ヶ崎南地区のケースのように担当地区の部分的な見直しの検討を要するケースが生じた場合は、記載した三つの要件を全て満たすことを前提に検討することとする。

一点目として、地域包括支援センターの担当する高齢者人口の平準化に資すること。二点目として、新たに設置を検討する地区及び現在の地域包括支援センターに残される地区の高齢者人口がいずれも必要十分な規模を有していること。三点目としてその他特別の事情があること、の三つが条件である。

今回の茅ヶ崎南地区におけるケースの措置については一点目及び二点目の条件を満たすとともに、特に三点目の茅ヶ崎南地区の発足を契機として生じた、1つのコミュニティを複数の地域包括支援センターが担当するという本市初の変則的な状況の解消に取り組むためのものであり、極めて特例的な措置であるものと認識している。

ここからは、資料1-5に基き仮定の話をする。

将来的に新たなまちから協議会が発足した場合の新たな地域包括支援センターの新設については、この三つの条件を鑑み個別にその是非を判断する。

例えば、今回の茅ヶ崎南地区については3,500人規模だったが、新たにまちから協議会を立ち上げたのが中海岸だけだったということになると、高齢者人口は1,638人であるため、この規模であると新たに地域包括支援センターを設けるには規模が小さいという結論になることも考えられる。

また、高齢者人口の規模が小さいところが二つに分かれたことによって、2,000人を下回る規模のものが二つできてしまうケースについても、必ずしも二つなくともよいのではないかという結論になることも考えられる。

なお、この考え方についても、理事者と協議を行いご了承をいただいたものである。

最後に、今後のスケジュールであるが、資料1-3に記載のとおり新たな地域包括支援センターの設置運営開設時期は最も順調にいった場合で平成31年度の下半期と見込んでいるところである。

資料の説明は以上である。

事務局 基本方針５の認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制作りについて説明する。資料は資料１－１の５ページ、資料１－２の９２ページ～９６ページである。

認知症の予防に努めるとともに認知症の症状が現れたあとでも地域で生活ができるよう、認知症に対する周囲の方々の正しい理解の促進や認知症高齢者を支えるための体制作りを努める。

目標を達成するための施策の方向性は４項目である。

基本方針５では、資料１－１の５ページで【新】と書いてある事業を中心に説明する。

施策の方向性（４）認知症高齢者の支援体制づくりの事業で「認知症サポーターステップアップ講座」「キャラバンメイト支援事業」が掲載されているが、これまで認知症サポーター養成講座の枠組みの中で実施していたものを別事業として特出しして掲載した事業である。

また、「認知症施策検討会」も認知症初期集中支援事業の枠組みとして実施していたが、要綱を制定し第７期からは別事業として掲載する。

資料１－２の９２ページの指標では「ＳＯＳネットワーク事業者数」を追加しているが、認知症が介護保険法の改正の中でも重視され、認知症を支えていくためのネットワークが重要になるため第７期計画から指標を新たに追加したものである。

基本方針５の説明は以上である。

事務局 基本方針６の介護保険サービス及び介護予防・生活支援サービス事業の充実についての概要を説明する。資料は資料１－１の６ページ、資料１－２の９７ページ～１１３ページであるが、各表の数値については、仮の見込量または第６期計画の数字が掲載されている。これから年度末にかけて数値の推計作業を行っていくために最終的に数値が変更になることをご承知いただきたい。

基本方針６においては、要支援及び要介護の認定者が介護保険及び介護予防・生活支援サービス事業の利用を通じて、自立した日常生活を送ることができるように、サービスの充実に取り組むとしている。

この施策の方向性は６項目である。

基本方針に関連する指標としては「介護保険サービスの利用を通じて、生活に張りができた、または心身の状態が良くなってきたと感じる人の割合」を設定した。目標として、生活に張りができたが３２％以上、心身の状態が良くなったが３７．１％以上としている。

施策の方向性で（１）介護給付費等の見込量の設定では、介護保険サービスの見込量を記載している。数字は推計している最中なので確定的な数字ではない。

（２）介護保険施設等の整備では、１０７ページ掲載の「介護保険施設等の整備目標」と１０８ページ掲載の「地域密着型サービス事業所等の整備目標」の２つを目標としている。

(3) 給付の適正化と人材育成では、110ページ記載の「介護予防・日常生活支援総合事業サービスA担い手研修の実施」「指定居宅介護支援事業者の指導・監督等」「指定地域密着型介護サービス事業者等及び介護予防・生活支援サービス事業者の指導・監督等」の3事業を新たに掲載した。

このうち「指定居宅介護支援事業者の指導・監督等」については介護保険法の改正により、今まで都道府県で行っていたものを平成30年度より市町村が行うこととなったため新たに掲載したものである。

残りの2つの事業については、本市において今年度より介護予防日常生活支援総合事業が開始されたことに伴い、新規事業ということではないが、第6期事業計画には掲載がされてなかったため初掲載としている。

111ページ(4) 介護保険事業者への支援(5) 制度周知のための取り組みについては記載している内容のとおりである。

112ページ(6) 保険給付費と介護保険料については現段階で算出できていないので、現行第6期の計画内容が掲載されている。

基本方針6の説明は以上である。

事務局 最後になるが、資料1-2の114ページ、第7章進行管理について説明する。

7-1「計画の推進体制」7-2「計画の進行管理」となっているが、第6期と同じように推進委員会、アンケート調査等、庁内照会等を含め進行管理をしていきたいと考えている。

委員長 資料1について説明があったが、この議論は先ほどのお話し通り最終答申案に向けた議論となるため、そこをふまえて、質問、意見等をいただきたい。

副委員長 4ページの(2)の3行目に14名とあるが、人で統一されているので14人に変えておいたほうがよいと思う。

資料1-2の76ページのシルバーセーフティドライビングスクールについて。

高齢者のドライバーが大変増えているということで、こういう取り組みも大切であると思った。100%という指標ではボリュームが見えないので、この事業でこの指標でいいのかという感想を持った。

資料1-2の87ページに記載の「民生委員・児童委員による支援」について、この事業を見ていると、ある程度の行動ができる高齢者、もしくは施設に関連する取り組みが非常に多いが、統計等を取ると一人もしくは、二人だけの高齢者の世帯もかなり増えていて、地域の方とつながりが持てないというお話も聞く。

その時に民生委員やボランティアセンターなど、そういう場所が頼りになってきていると思う。

つながりを作るところで非常に効果的にはたらいっている方々なので、今の状況等

も含めてどこかに少し掲載ができるとよいと感じた。

地域包括支援センターの説明で、運営までの期間について、どのような状況でこの２年間という期間を設けたのか、説明していただきたい。

篠原委員 地域包括支援センター区域の見直し等を前向きに検討していただき、ありがたいと思う。地域の人たちは平成３１年の後期の立ち上げだと間が長く感じる方も多いと思うので、出来るだけ少しでも前に倒せるような努力をしていただけたらよい。ぜひ前向きに取り組んでいただきたい。

事務局 事業実施のスケジュール感の説明について、補足させていただく。

資料１－３の裏面をご覧ください。

当該事業は、第７期計画の中に位置付けた上で事業を開始することになる。今後パブリックコメントなどもあるが、本計画に位置付けることにより平成３０年度の本計画の開始と同時に事務事業を開始することとなる。

平成３０年度中には新たな運営法人を公募し、事業者の決定まで行い、平成３１年度上半期には、現在、当該地域で地域包括支援センターを運営している「ゆず」「あい」との間で事務の引継を半年間程度かけて実施することを考えている。

そのため新たな地域包括支援センターの運営開始は平成３１年度下半期と目算しているところである。

条件さえ合致すれば可能な限り地元の方のご期待に添えるように努力していきたいと思っている。

事務局 副委員長からいただいた指標については、ご意見として頂戴させていただく。

最初にご指摘いただいた人数標記については、統一させていただく。

委員長 他に質問、意見はないか。

米山委員 資料１－２の１０７ページの介護保険施設の整備の部分で、第７期の目標としては基本的には新たな施設を作らない方向でよろしいか。

市の担当の方が各市内の老人ホーム等を回りながら聞き取りをして、この計画に結びついていると思うが、その根拠となるところを説明いただきたい。

それから、資料１－２の１１０ページにある介護保険事業者に対する人材育成ということで、今までにも取り組まれている内容だと思うが、対象となるのが基本的には介護支援専門員、ケアマネジャーが中心である。

実際にどこの施設も人手が不足しがちで、施設内での研修の機会や外部の研修に人を出すことがかなり厳しくなっている。施設の中での現場の介護職員が育ちにくいのが現状かと思う。ケアマネジャーのみだけでなく、介護職員向けの研修の機会を市で、近場で開催してもらえると施設も職員を出しやすいし、職員も出やす

いので考えていただけるとよい。

事務局 資料１－２の１０７ページでご質問いただいた、介護老人福祉施設等の整備について第７期計画については、第６期計画までの数字を維持していくところである。全特別養護老人ホームにヒアリングをして、その結果に基づいてこのような判断に至った。

ヒアリングをしたところ、年間で３１３名の方が入所をしている。３１３名の中で、要介護３以上の方が３０６名、要介護２以下の方が７名であった。基本的に特別養護老人ホームは入所できる方は要介護３以上が原則となっているため、要介護３以上の方３０６名の方について入所までの待機期間がどの位かを聞いたところ、一番多かったのが３か月以上６か月未満が３３．６％、１か月以上３か月未満が２１．８％、１か月未満で入所された方も全体の１７．３％、６か月以上１年未満で入所された方は１７．９％。全体で見ると１年未満で入所に至った方が全体の９０．６％であったため、その結果を勘案して、第７期については新たな特別養護老人ホームについては整備をしないこととした。

資料１－２の１１０ページの介護保険事業者に対する人材育成の部分について、比較的これまでは介護支援専門員を対象とした研修を多く開催していた。

確かに特別養護老人ホームにヒアリングした中でも現場の方が研修を受けるのは難しいと言った話も聞いている。

本計画実施の中では、なるべく多くの職種の方が研修を受講できるような企画をしていきたいと考えている。

委員長 他に質問、意見はないか。

篠原委員 資料１－２の９２ページの認知症の早期発見、高齢者を支える体制作りについて、認知症サポーターの養成講座の指標が１０００人と掲載されていて、この中でもバックアップ講座を開催していくということになっているが、講座を１度２度受けてすぐ行動できるかという難しい面がある。

色々な形でバックアップ講座を計画し、レベルを上げるような形の努力をしていただきたい。

SOSで最も民生委員が困るのは、例えば６０歳過ぎているお嫁さんのお母さんが一人暮らしになり、面倒見るために一緒に住むようになった時に、その方の住民票が茅ヶ崎市にない場合である。

その方が、どこかに行ってしまうとSOSがかかり、民生委員が動くが、名簿を見てもその方がいない。日頃、訪問中にその方に会えばここに来ているとわかるが、家にこもっていると住んでいることもわからない。

SOSの登録だけでもして、ここにこういう方が住んでいるというのがわかるような形にしてもらえるのが一番いいが、行政も難しい。窓口に手続きに来ないから

非常に難しいところ。

事務局 本市としてはステップアップ講座あるいは認知症養成サポーター講座は、何度も受けていただいてもありがたいものである。

これから先は、児童、生徒に関しても皆さんに受講していただけるようにしたい。

認知症サポーター養成講座を受講した後に実際に認知症の方と関わりたいと言う方もいるので、ステップアップ講座という形で重点的に考えていきたい。

SOSに関しては、住民票がなく地域に住んでいる方がいる事を把握する、という難しさと限界を感じている。

住んでいる事を知らなくても情報の中から市民全体に関心をもっていただき、SOSの情報が流れた場合に目配り、気配りをする風土を認知症サポーターの方達と一緒に作りあげていきたい。

把握の限界を踏まえて、ネットワークを張っている事業所は17事業所程度あり、民生委員も一人入っているのも、そこから情報はすべての民生委員にも連絡がいくと思う。いかにネットワークに協力してくれる事業所を増やしていくか、が重点的な課題である。

鈴木委員 72ページの高齢者が安心して暮らせる街づくりの中で、バリアフリーの充実した計画、駐輪場の整備が出ている。これが実現すれば高齢者も安心して動ける街になる。

コミュニティバス運行事業について、現在、市立病院を起点にされていて、病院通いの人はよいが、駅に出る人は、市立病院で乗り換えて運賃を出して茅ヶ崎駅に出る。これを高齢者が駅に出やすいように、茅ヶ崎駅を起点にした運行ラインがあればより多くの高齢者が動けると思う。

委員長 この質問については企画の充実を別途の場所で図っていただくようになる。この答申としては、この企画を充実していくということでよい。他に質問、意見はないか。

福岡委員 地域包括支援センターの地域を12から13で考えていただきありがたいと思う。方向性が出されたので、引き継ぎ等の準備もしていかなければならないと思っている。

認知症について、当事者も大変だがご家族も大変で、家族介護教室や認知症の家族の会が少ないので、もっとバックアップすることでご家族の方も、何とか地域の住み慣れた所で見ただけだと思う。

事務局 認知症の家族の方は、様々な角度から支援が必要で、この中では納まりきれない部分もある。

包括支援センター、ケアマネジャーと連携して進めていきたい。

委員長 第5章の介護保険制度の改正に伴う文の書き込み方について、今後、的確に対応していくとあるが、資料1－2の55ページで5－3～5の制度の見直しについて簡単に書かれているだけである。これらについて「市民の理解や相談があった時の対応を適切にしていきたいと思います」のような書き込みがあってもいいと思う。

他の文は、適切に対応していくという事でよいと思うが、この制度では特に費用について色々な不安や相談が来るはずなので「適切に知識の啓発、普及や相談に務めてまいります」のような記載があるほうがありがたい。

委員長 本日の意見をもとに再検討をして第7期計画素案に盛り込むと思うが、これらについて事務局としてはどう対応して、いつごろ答申を行うことになっているのか。

事務局 本日と今日までいただいた意見を含め、当委員会での計画素案を策定したいと考えている。

答申前の推進委員会は、本日で最後となる。

答申については本日の委員会終了後、事務局が作成したものを委員長の一任という形でいただきたい。

委員長 最終案について、副委員長とも相談し委員長の一任とさせていただく。

事務局 事務局で修正をして答申案ができたなら、相談させていただきたい。答申された計画素案については、答申までに委員会がないので、後日、委員の皆様へに郵送で送るので修正した内容をご確認いただきたい。

第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に係る今後のスケジュールについて説明をする。

本日いただいた意見を修正後、委員長、副委員長にご確認いただき了解を得て、当委員会から市長への答申とする。

なお、答申式は10月13日に委員長、副委員長にご出席いただき、市長への答申を行う。

答申式以降、10月中に市役所庁内の会議に諮り、素案として政策決定を行う。

その後、11月22日に全員協議会という場で議会への報告後、11月24日から12月26日までパブリックコメントを行い、市民の方からの意見をいただく。

1月にパブリックコメントの意見に基づき必要に応じて計画素案の修正を行い、3月下旬に策定し公表する予定である。

委員長 この通りに進めていきたい。では、次の議題に進みたい。

議題2 平成28年度地域包括支援センターの決算について（報告）（資料2）

説明【高齢福祉介護課：吉武課長補佐】

事務局 資料２の２８年度の地域包括支援センターの運営経費の決算状況である。

委託料全体は２２６，５６４，０９０円である。

内訳が人件費、事業費、家賃となっているが、公的施設に入っているみどり、すみれ、さざなみは家賃計上がゼロである。

最終的には平成２７年度に比べて８７万円の減額となっている。

議題２の説明は以上である。

委員長 質問、意見がなければ、次の議題に進みたい。

議題３ 平成２８年度地域包括支援センター運営評価について（報告）（資料３－①～３－⑫）

説明【高齢福祉介護課：白井主幹】

事務局 平成２８年度地域包括支援センターの運営評価についての報告をする。

今回の評価については、前回の推進委員会で委員の皆さまからいただいた評価とご意見を踏まえて、評価シートの下段にある総合評価（市）を記載したものである。

各包括に出向いて行ったヒアリング結果を踏まえての総合評価であるので、個々の地域の

包括支援センターごとの評価の説明については割愛させていただく。

議題３の説明は以上である。

委員長 前回、前々回のヒアリングでいただいたものが踏まえられている、ということでは。質問、意見がなければ、次の議題に進みたい。

議題４ 平成２９年度茅ヶ崎市指定地域密着型サービス事業者募集の結果及び開設に係る事前協議について（定期巡回・随時対応型訪問介護看護（意見聴取）（資料４）

説明【高齢福祉介護課：松尾課長補佐】

事務局 平成２９年度茅ヶ崎市指定地域密着型サービス事業者募集の結果について説明する。

今年７月３日～８月１６日まで募集をした定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業者を選定するものである。

サービス内容は、２４時間を通じて一日複数回の定期的な巡回と随時の通報による訪問のサービスをホームヘルパーや看護職員が行い、入浴、排泄、食事などの介護や緊急時の対応などを行う。オペレーターが事務所に２４時間対応することで、緊急の際の通報を受けて必要に応じて看護・介護の職員を派遣する。

公募については、手を挙げた事業者は３、選定された事業者は１で、選定された

事業者は株式会社リフシアである。

法人の事業所の予定地は、市内、浜之郷のサービス付高齢住宅の「リフシア浜之郷」の中に事務所を設ける。

また、連携先の訪問看護事業所は訪問看護ステーションリフシアで、サービスは市内全域を提供範囲とする。

開設までのスケジュールは今後、求人活動やサービスの勉強会等を行い、指定申請の手続きを得て、平成30年の4月に事業所をオープンする予定となっている。

このあと事前協議があるが、資料4に記入されている書類の提出を求めることになる。

議題4の説明は以上である。

委員長 質問、意見がなければ、次の議題に進みたい。

議題5 指定地域密着型サービス事業所の開設に係る意見等の聴取について（看護小規模多機能型居宅介護）（意見聴取）（資料5－1、2）

説明【高齢福祉介護課：松尾課長補佐】

事務局 指定地域密着型サービス事業所の開設に係る意見等の聴取について説明する。

5月30日に行われた第1回の委員会でご説明している事業で、指定を受けようとしている事業所は看護小規模多機能「ゆい」である。事業所の所在地は資料5－3の地図のとおり、香川5丁目4番で香川駅の西側に立地する。

5月30日にご説明した後、指定申請に向けて事前協議書の書類が提出されているので今後、指定申請の手続きをしていくことになる。

定員は、登録定員は29名、宿泊定員8名、通い定員15名を予定している。
職員配置は、介護支援専門員1名、介護職員13名、看護師4名、准看護師1名。

職員の採用計画は合同企業説明会に参加、ハローワークによる求人、求人サイトを活用する。

利用料金は資料のとおりである。

資料5－1の裏面【その他の対策等について】は災害対策、防犯対策、地域密着型サービスに義務付けられている運営推進委員会の構成員、近隣への説明等が記載されている。

議題5の説明は以上である。

委員長 質問、意見があるか。

副委員長 近隣への説明状況は9月中旬以降と書いてあるが、既に実施がされているのであれば状況を説明していただきたい。

事務局 9月22日に地区の懇談会があり、民生委員、社会福祉協議会、事務局、

障害者支援団体、自治会の関係者に説明をしたが、特にご意見をいただいたことはない。近隣の住民の皆様へは今後、説明をしていく。

委員長 他に質問はあるか。

米山委員 資料５－１の職員の配置で看護師４名（常勤１名、非常勤２名）、准看護師１名で数字が合わない。

資料５－２の運営規定の看護職員も数字が合わないのか、どう読み取るのか。

事務局 資料５－１の看護師４名は間違いであり、正しくは看護師３名、准看護師が１名で看護職員は４名となる。

運営規定も、看護師１名は間違いで、看護師３名、准看護師１名で合計、看護職員が４名となる。

委員長 他に質問、意見がなければ、次の議題に進みたい。

議題６ 指定地域密着型サービス事業所の指定の更新について（報告）

説明【高齢福祉介護課：松尾課長補佐】

事務局 指定地域密着型サービス事業所の指定の更新について報告する。

平成２９年９月１日で１か所、平成２９年１０月１日で３か所の事業所が指定の更新をした。

９月１日に更新をしたのがグループホーム円蔵でサービス類型は認知症対応型共同生活介護である。

１０月１日に更新をしたのは３か所。デイサービスミント高田は地域密着型通所介護で利用定員が１８名以下の小規模なデイサービス。社会福祉法人慶寿会平和町介護サービスセンターは訪問型サービスＡで、今年の４月から始まった総合事業の訪問型介護をしている。スマイルコート円蔵は地域密着型特定施設入居者生活介護で、定員が２９名以下の介護付きの有料老人ホーム。地域密着型サービスなので入居している方は全員、茅ヶ崎市の被保険者となる。

以上、４つの事業所が指定の更新が行われたことを報告する。

議題６の説明は以上となる。

委員長 質問、意見がなければ、次の議題に進みたい。

議題７ その他

説明【高齢福祉介護課：三澤担当主査】

事務局 次回の委員会開催について平成３０年１月上旬を予定している。詳しい日程が決まったらお知らせをする。

委員長 他に質問がなければ、閉会とする。